

令和 6 年 第 6 回

永平寺町議会臨時会会議録

開会 令和 6 年 11 月 14 日 (木)

閉会 令和 6 年 11 月 14 日 (木)

永平寺町議会

令和6年第6回永平寺町議会臨時会会議録目次

第1日目（11月14日開会）

議事日程（第1号）	1
会議に付した事件	1
出欠席議員の番号氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
会議のため議場に出席した事務局職員	3
開 会	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定	4
町長招集あいさつ	4
日程第 3 議案第61号 令和5年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について	6
日程第 4 議案第62号 令和5年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定 について	12
日程第 5 承認第19号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認 について	13
日程第 6 承認第20号 令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認 について	13
日程第 7 承認第21号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認 について	13
日程第 8 議案第75号 財産の取得について（追認）	19
日程第 9 議案第76号 財産の取得について（追認）	19
日程第10 議案第77号	

	指定管理者の指定について	22
日程第11	議案第78号	
	令和6年度永平寺町一般会計補正予算について	24
閉会	36

令和6年第6回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

令和6年11月14日(木)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 議案第61号 令和5年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について
- 第 4 議案第62号 令和5年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について
- 第 5 承認第19号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 6 承認第20号 令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 7 承認第21号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 8 議案第75号 財産の取得について(追認)
- 第 9 議案第76号 財産の取得について(追認)
- 第10 議案第77号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第78号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について

2 会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 議案第61号 令和5年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について
- 第 4 議案第62号 令和5年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について

- 第 5 承認第19号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について
- 第 6 承認第20号 令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処
分の承認について
- 第 7 承認第21号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について
- 第 8 議案第75号 財産の取得について（追認）
- 第 9 議案第76号 財産の取得について（追認）
- 第10 議案第77号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第78号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について

3 出席議員（14名）

- 1番 中村 勘太郎 君
- 2番 長岡 千恵子 君
- 3番 川崎 直文 君
- 4番 朝井 征一郎 君
- 5番 清水 紀人 君
- 6番 金元 直栄 君
- 7番 森山 充 君
- 8番 清水 憲一 君
- 9番 滝波 登喜男 君
- 10番 齋藤 則男 君
- 11番 上田 誠 君
- 12番 松川 正樹 君
- 13番 楠 圭介 君
- 14番 酒井 圭治 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合 永充 君
- 副 町 長 北川 善一 君

教 育 長	竹 内 康 高 君
消 防 長	宮 川 昌 士 君
総 務 課 参 事	清 水 俊 弘 君
財 政 課 長	原 武 史 君
契 約 管 財 課 長	朝 日 清 智 君
総 合 政 策 課 長	清 水 智 昭 君
えい住支 援 課 長	深 水 正 康 君
建 設 課 長	竹 澤 隆 一 君
農 林 課 長	島 田 通 正 君
防 災 安 全 課 長	吉 田 仁 君
商 工 観 光 課 長	江 守 直 美 君
上 下 水 道 課 長	勝 見 博 貴 君
福 祉 保 健 課 長	高 嶋 晃 君
住 民 税 務 課 長	吉 川 貞 夫 君
学 校 教 育 課 長	山 口 健 二 君
生 涯 学 習 課 長	吉 田 正 幸 君
子 育 て 支 援 課 長	池 端 時 枝 君
会 計 課 長	波 多 野 清 志 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	清 水 和 仁 君
書 記	酒 井 春 美 君

町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

肌寒さを感じる日も多くなり、年末に向けて慌ただしい時期を迎えるようになってまいりました。

議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集いただき厚くお礼申し上げます。また、ますますご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。

さて、ZEN AIRで町内に滞在して精力的な作品制作をされている海外芸術家のカミラさん、ミャオさんの成果発表展が今月16日から24日まで旧永平寺保健センターと松岡湯谷の個人宅の2会場で開催されます。禅の里である永平寺町での作品づくりがお二人の感性にどのような影響をもたらしたのか、非常に興味を持たれるところだと思います。

また、各地区で分散して開催された文化祭が、盛況の下、幕を閉じました。各会場、特色を出した展示、来場者を楽しませる催物が見られましたし、録画放映となった舞台発表や映画「TOKOSHIE」を来場された皆さんも熱心にご覧になっておられました。来年度は、会場をふれあいセンターに戻して、舞台発表も含めた展示作品が一堂に集まりますので、さらに盛り上がることを期待しております。

学校関連では、永平寺中学校生徒の皆さんが町の伝承料理である「葉っぱずし」を広く伝えるための作り方を紹介したリーフレットを作成してくれました。道の駅禅の里とJA福井県 永平寺四季食彩館れんげの里に設置しておりますので、お立ち寄り際には、町民の皆様にもぜひご覧いただきたいと思います。このように、将来を担う子どもたちが自主的に活動や企画・運営に取り組む姿は非常に心強く、ふるさとの魅力を理解し、愛し、誇りに思う心を育むことを目指す「ふるさと教育」の取組をこれからも継続してまいります。

それでは、議案等の概要について申し上げます。

まず、承認が3件でございます。承認第19号は、10月9日に専決処分させていただいた一般会計予算の補正、承認第20号は、同じく10月9日に専決処分させていただいた上下水道事業予算の補正、承認第21号は、10月29日に専決処分させていただいた一般会計予算の補正についてでございます。

続いて、議案は追認の財産の取得が2件、指定管理者の指定が1件、補正予算が1件の計4件でございます。財産取得は、平成29年度及び令和6年度におい

て取得した教育関連財産の取得について追認を求めるものでございます。指定管理者の指定は、道の駅禅の里の指定管理者について議決を求めるものでございます。補正予算は、一般会計における所要額を補正するものでございます。

以上、本臨時会の開会に当たり、議案等の概要を申し上げましたが、詳細については、上程の都度ご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

～日程第3 議案第61号 令和5年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第3、議案第61号、令和5年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についてを議題とします。

本件は、去る令和6年9月2日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） それでは、議案第61号につきまして、報告させていただきます。

去る9月2日、9月定例会議におきまして付託されました、議案第61号、令和5年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について、予算決算常任委員会は、次のように開催いたしました。

9月27日、9月30日に決算事前説明。10月4日、現地確認。10月15日、10月21日、10月30日及び11月5日の4日にわたり、確認及び質疑を行いました。また、理事者各位におかれましては、議員からの質疑に対し、真摯にご回答をいただきました。

これまでの審査を踏まえ、11月6日に、令和5年度、永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定に関して、議会として、決算認定に係る意見を行うかを協議し、意見を付することに決しました。

その意見について、11月11日に理事者と意見交換を行い、理事者のご意見も反映しつつ、決算成果表の内容を踏まえて、次年度、令和7年度の当初予算につなげるよう、決算認定に係る意見を作成いたしました。

意見の内容は、後ほど議長から報告させていただきます。その後、予算決算常任委員会、12人の出席の下、採決を行い、賛成9名の賛成で賛成多数の結果としております。

よって、本会議に付託された議案第61号につきましては、原案のとおり承認することに決しました。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより、議案第61号の委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 委員長にご質問いたします。

今、審議の内容と日程等については、報告されたとおりです。予算決算常任委員会でも、十分論議してきたという話でした。論議の中で、やはりですね、疑問点なども指摘され示された点があったと思うのですが、何か記憶に残る主な点にはどういうものがあったのか、ご存じですか。何かあれば指摘していただくと分かりやすいのですが。

○議長（酒井圭治君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） ただいまの質問ですけれども、特段、決算に関しての印象に残るようなことはなかったように思っております。

ただ、今12月2日にマイナンバーカードに保険証が紐づけされることによりまして、それに伴う、マイナンバーカードをお持ちでない方、または持てない方とか、あるいは現行の短期証を利用されている方についてのことで、懸念される部分はあるのかなというのは考えました。

そこら辺のところ、一応印象に残っているところがございます。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それでは、討論をさせていただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 討論があります。これより討論に入ります。

委員長報告は認定です。まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それでは、私は反対の立場から討論させていただきます。

令和5年度のこの決算、いろんなところで理事者、いろんなところでの住民の方々が頑張っている点は多々見られると思います。しかしながら、現在日本の直面している高齢化であるとか、人口減少の波が確実に進行している現状を考えますと、やはりその住民の方々の生活や、地域を維持するための、コミュニケーションの場、そういうもの。それから、生活がいろんな様式が変化する中で、今ほど言いました高齢者の対策、そういう面が話題に、または論議すべきだと考えております。

そういうような大きな負の影響を及ぼしかねない現状である、今後の克服しなければならぬ課題となってきたものと思います。その中から、今年度、令和5年度の本決算において、5つの点から反対の立場を取りたいと思います。

まず1つ目です。住民の安全・安心の一つである、例えば健康であるとか医療である、そういう面からしますと、先ほど質疑の中にもありましたが、マイナーカードの保険証のひもづき、それが全面的になくなるという点から、まずその対策についての予算も含めて、執行も含めて、不十分な点。

2つ目、住民が主体的な地域の連携、または支え合いの持続的な可能な社会をつくるためには、地域コミュニティの再生が必要であります。そういう拠点づくりや運営に対する財源の使い方、または、特に公民館の設備や運営、活動面です、その平準化について、やはり必要であるという点。

3つ目、持続可能な地域づくりには、若者、特に子育てや働く世代の方、若者ですが、安心して子育てができる現状、またそういう面には、保育園や幼稚園や小・中学校の存在が不可欠とっております。その対策に向けた方策についての不十分な点。

4つ目、地域おこし協力隊の活動において、住民生活の充実に向けた活動であります。起爆剤的な要因となると考えております。住民に充実感を与える、そういう住民のニーズとマッチング、そういうものの中からですね、その対応、特に、私は文化面に対しての不十分な点があると思っております。その点。

5つ目、相手の拠点化についてのところですが、費用対効果を考えると、やはりその対策であるとか、その運営面に対しての不十分さがある、そういう5つの点から、今回のこの決算については、反対の立場を取らせていただきたいと思っております。

ぜひとも議員各位は、そこら辺を考慮いただければと思いますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 賛成の立場から発言します。

決算の成果表についてはですね、記述については、やや整合性が取れない部分
もあるのですけれども、内容的には、おおむね妥当と考えて、私は賛成します。

○議長（酒井圭治君） ほかに討論はありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 反対討論です。

私はですね、2023年度の決算の状況を見まして、町民のための予算のある
ことは率直に認めるところです。

ただ、何点かのところで問題があると考えています。気になるところは、1つ
は、本庁の調理職員等の職員としての扱いの問題です。単労職となっているのか、
技能職となっているのか、説明は聞いたのですが、よく分からない実態があるよ
うに思いました。技術を持っていて仕事をしているのに、給与体系については、
一般職とは大きな差があると。会計年度任用職員の区分の中には、いまだに単労
という公称も見られるのは問題だと思っています。同じ職場で働く公務員であり
ながら、給与体系等の待遇まで差をつけられているのは、これは認められないと
思います。本当に見直しの時期に来ているのではないかと思います。

2つ目は、マイナーカード保険証の導入に伴い、現行の保険証が廃止されるが、
運転免許証のマイナーカードへの紐づけへの問題でいうと、現行の免許証もオー
ケーという扱いです。高齢者等への普及の問題や、さらに複雑になる本人確認等
の課題があるし、対応する病院の側の複雑さや、エラーが出たときには10割負
担となるなども大きな問題があるところです。この強引な進め方は、やはり認め
られません。

3つ目です。競争入札の高止まりしている請負率の問題です。

これは指摘もしましたけれども、現実には地元業者等への発注は、町外業者も
含めての請負率より何%か低くなっているところです。

町は品質管理法の問題から、請負率を下げることはできない、ということと言
われているのですが、契約行政は地方自治体に権限がある問題です。つくられた
ものの品質についても責任を持つのは、当然、地方自治体であります。

今の状況では、競争入札にはなっていないし、町内の業者の請負率が低くなっている現状も含め、問題ではないかということ、以前からも触れていますけれども、この点が見られないところでもあります。

4つ目には、社会福祉協議会は、町の福祉事業の担い手として、町も位置づけていますけれども、コロナ禍にあって、特に社協の運営は大変な状況となっているところですよ。

決算は黒字だ、議員も認めているといいますけれども、大きな赤字経営で、それを何とかしようと大量の人員整理や、一時金の削減までして黒字にしてきているところですよ。町の福祉事業の多くを委託しているが、採算の取れない事業は受けないようにと、監査委員なども含めて注意しているところですよ。しかし、現状で、町がこの事業を委託するよって社協に申し入れたときに、社協はノーと言える状況があるのか、社協には。つまり対等となっているのか。

町は社会福祉協議会の側の経営に問題があるかのような指摘もされていますけれども、本当にこういう状況を見ているだけでよいのか。ここをやはりしっかり見ていく必要があるのに、私は見られないと思っています。

5つ目ですが、北小学校が統廃合されました。学校の統廃合の問題ですけれども、やはり現実的に住民置き去りとなり、地域を分断するような進め方は認められません。

6つ目ですけれども、保育園の民営化の方向ですが、保育士の確保ができないと町は悲鳴を上げているようです。保育士不足の解決に、民営化も検討といっても、大いにやはり違和感があるところですよ。安定した保育の確保と運営の基本は、私は公立保育だと思っています。それに保育士にしても、保健師にしても、学校給食調理員の確保にしても、現在は人手不足を口実にしておりますけれども、人の確保という、町の人事政策の表れと言ってもいいと思います。このような進め方、いわゆる急場しのぎで、以前で言えば、臨時職員までは会計年度職員になるかもしれませんが、そういうところで一時しのぎは許されない問題だと思っています。

最後になりますけれども、自衛隊への名簿の提出は認められないということですよ。個人情報には、人一倍厳密な町が、自衛隊確保に協力のほどが示されているから、個人情報を提供してよいと言われてはいますけれども、本当に名簿の提出まで、そこには示されているのでしょうか。

一方で、町民の生活や健康に直結している社会福祉協議会との関係では、翠荘

の事務所から、いわゆる保健師が置かれていますけれども、その会話の内容等から、個人情報がいわゆる町の職員以外に漏れるのではないかということで、移転をどうも話されている、そういう方向が示されていますけれども、そもそもあのみどり荘のあの事務所というのは、社会福祉協議会の事務所のためにつくったと私は思っています。

当時、社会福祉センターがあったところに社会福祉協議会があったのですが、それを壊すことによってどうするのかということが論議になったときに、町がそういう、総合的な三世代、手をつないでいける施設として、今の翠荘を建設しました。

そういうことを考えると、私は単に個人情報の問題以前の問題として考えていけないといけないし、自衛隊にだけそういう厳密なところで情報を流すというのは問題だと、私は思っています。

さらに特別会計です。

国民健康保険特別会計については、最高限度額の引上げの問題や、また、保険料の負担が、やはり県内でも高いこと。収納率については、いわゆる一般の町民税と比べても、一定程度の差がある。それは金額が大き過ぎるからってということが、以前から言われています。そういう問題への支援のこともやはり考えていくべきではないか、それが見られなかったこと。

後期高齢者医療制度の問題でいうと、確かに一部、軽減策は示されているのですが、やはり年金収入等に差をつけて、収入に応じて負担が増えている問題等を考えると、以前の医療費については、無償の時代あったことを考えると、格段の思いがあります。そういうところは認められないということを言っておきます。

最後に、介護保険ですけれども、収入より負担増などで、確かに利用しにくくなっている、これもいわゆるサービスの利用によって、収入により負担の差が生じているところです。

また、会計については、金余りの状況がやはり見られる。以前から指摘していただきますけれども、もしそういうことがやはり話題、問題になっているということになれば、町独自の施策がどんどん示されるべきではないかなと思うのですが、それがやはり見られないというところに、私は問題があると思っています。

よって、特別会計はこの3つについて、反対の立場を取ります。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

ほかに討論、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) ないようですから、討論を終わります。

議案第61号、令和5年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を、起立により採決します。

本決算に対する委員長の報告は、認定です。

本決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(酒井圭治君) 起立多数です。

よって、本決算については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

～日程第4 議案第62号 令和5年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第4、議案第62号、令和5年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について、を議題とします。

本件は、去る令和6年9月2日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、長岡君。

○2番(長岡千恵子君) それでは、議案第62号につきまして、報告させていただきます。

議案第61号同様に、去る9月2日に本会議によって付託されました、議案第62号の、令和5年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての審議について、令和5年度一般会計及び特別会計の決算認定と同様に質疑、審議を行いました。

決算成果表の内容を踏まえ、また、昨今の甚大な災害対策も懸念して、決定、認定に関わる意見を付することに決定いたしました。

意見につきましては、後ほど議長から報告させていただきます。

予算決算常任委員会での採決結果につきましては、賛成11名の全員賛成でございました。よって、本委員会に付託されました、議案第62号につきましては、原案のとおり認定することに決しました。

以上、報告とします。

○議長（酒井圭治君） これより、議案第62号の委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定です。

議案第62号、令和5年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての件を、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

～日程第5 承認第19号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第6 承認第20号 令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第7 承認第21号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第5、承認第19号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、日程第7、承認第21号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてまでの3件を、議題とします。

資料は、議案書をご用意ください。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました、承認第19号から承認第21号までの一般会計及び上水道事業会計の補正予算の専決処分の承認について、

提案理由を申し上げます。

これらの補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるところでございます。

議案書の4ページをお願いします。

まず、承認第19号、一般会計補正予算についてでございます。

第1条において、歳入歳出それぞれ1,628万4千円を追加し、補正後の予算総額を103億6,300万2千円としたものです。

款・項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、5ページ以降の第一表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

この補正予算につきましては、令和6年10月9日付にて専決処分をしております。

次に、議案書の15ページをお願いします。

承認第20号、上水道事業会計補正予算についてでございます。

第2条において、収益的支出に5万8千円を追加し、補正後の予算総額を3億1,324万2千円としたものです。

款・項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、17ページの上水道事業会計予算実施計画のとおりでございます。

この補正予算につきましては、令和6年10月9日付にて専決処分をしております。

議案書の26ページをお願いします。

次に、承認第21号、一般会計補正予算についてでございます。

第1条において、歳入歳出それぞれ22万円を追加し、補正後の予算総額を103億6,322万2千円としたものです。

款・項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、27ページ以降の第一表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

この補正予算につきましては、令和6年10月29日付にて専決処分をしております。

以上、承認第19号から承認第21号までの一般会計及び上水道事業会計の補正予算の専決処分の承認についての提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 財政課の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、承認第19号から承認第21号までの補正予算の専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の10ページをお願いいたします。

承認第19号の一般会計補正予算についてでございます。

上段、款2総務費、項1総務管理費では、目1一般管理費におきまして、奥能登豪雨災害における支援費用を計上するものでございます。避難所運営等に従事する応援職員の時間外手当が35万6千円、旅費5万1千円につきましては、職員の日当でございます。

下段の款2総務費、項4選挙費では、目7衆議院選挙最高裁国民審査費におきまして、先般の選挙に係る費用を計上するものでございます。

投開票管理者及び立会人の報酬が191万3千円。選挙事務に従事する職員の時間外手当が686万1千円。需用費は総額105万7千円で、内訳としましては、選挙事務に係る消耗品が55万6千円。投票管理者等の食事代が38万5千円。入場券等の印刷代が11万6千円でございます。

役務費は、総額185万3千円で、主なものとしましては、郵便料が70万円、投票用紙交付機の点検手数料等が105万3千円でございます。

委託料は、総額310万飛び5千円で、主なものとしましては、ポスター掲示板の設置、撤去委託料が、町内108か所分で166万4千円。選挙受付システムの運用支援委託料が70万8千円でございます。

11ページの上段に移りまして、事務機器のリース料や投票会場の借上げ料など、使用料及び賃借料は、総額47万6千円でございます。

下段の款9消防費、項1消防費は、奥能登豪雨災害における緊急消防援助隊の費用を計上するものでございます。目1常備消防費におきまして、派遣職員の時間外手当等に44万5千円。旅費4万1千円は職員の日当でございます。

救急活動用の消耗品の購入など、需用費に7万7千円。役務費2万2千円は職員が使用しました寝袋等のクリーニング代でございます。

目3の消防施設費におきましては、派遣時の車両の燃料費2万7千円の計上でございます。

次に、歳入の主なものについて説明いたします。議案書の9ページにお戻りください。

上段の款16 県支出金、項3 県委託金、目1 総務費県委託金1, 488万円は、選挙事務に係る県からの委託金でございます。

下段、款21 諸収入、項4 雑入、目1 雑入は、緊急消防援助隊に係る費用全額に対しまして、全国市町村振興協会から交付を受けるものでございます。

次に、議案書22 ページをお願いいたします。

承認第20号の上水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

収益的収支におきまして、款1 水道事業費用、項1 営業費用では、目4の総係費において、奥能登豪雨災害における給水支援に係る費用を計上するものでございます。

対応職員の時間外手当に1万9千円。宿泊費などの旅費が2万9千円。給水車等の燃料費が1万円でございます。

次に、議案書32 ページをお願いいたします。

承認第21号の一般会計補正予算についてでございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費では、目6 老人福祉施設費におきまして、松岡福祉総合センターで発生しました漏水の調査、修繕に係る費用として、修繕料22万円を計上するものでございます。

以上、承認第19号から承認第21号までの一般会計及び上水道事業会計の補正予算の専決処分の承認についての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより、承認第19号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

予算説明資料に基づき審議を行いますので、10月28日全員協議会資料、1ページ、令和6年度10月9日専決補正予算説明書をご用意ください。

担当課の補足説明の後、課ごとに質疑を行います。

まず、総務課関係、4ページから5ページを行います。

補足説明を求めます。

副町長。

○副町長（北川善一君） 補足説明はございません。

よろしく申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なければ、次に、消防本部関係、6ページから7ページを行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君） 補足説明はありません。

よろしくお願ひします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第19号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第20号、令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

専決予算説明書8ページについて、担当課の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 補足説明はございません。

よろしくお願ひいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第20号、令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第21号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

本件については、11月11日、全員協議会資料をご用意ください。

資料1ページの10月29日専決補正予算説明資料について、担当課の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(高嶋 晃君) 補足説明はございません。

よろしく願いいたします。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第21号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第8 議案第75号 財産の取得について(追認)～

～日程第9 議案第76号 財産の取得について(追認)～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第8、議案第75号、財産の取得についてから、
日程第9、議案第76号、財産の取得についてまでの2件を、一括議題とします。
資料は、議案書をご用意ください。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました、議案第75号及び76号、
財産の取得について（追認）提案理由を申し上げます。

議案書33ページ及び34ページをご覧ください。

地方自治法第96条、第1項、第8号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約
及び財産の取得または処分に関する条例、第3条の規定により、予定価格1千万
円以上の財産の取得については、議会の議決を得て取得すべきところ、これを得
ずに取得していたため追認を得たいので、議会の議決を求めるものでございます。

本法令に基づく行政を推進すべき立場にありながら、このような遺憾な事態を
招いてしまいましたことを、誠に申し訳なく、深くおわびを申し上げます。

今後、同様の事態が二度と繰り返さないよう、再発防止に万全を期してまいる
所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

以上、議案第75号及び76号の提案理由といたします。

詳細につきましては、第1審議にて、担当課よりご説明申し上げます。よろし
くご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 担当課の補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） それでは、議案第75号及び76号の補足説明を申
し上げます。

議案書33ページ並びに34ページ、また、10月28日の全員協議会の11
ページから14ページになります。

先ほど町長からもありましたとおり、財産の取得について、議会の追認による
議決をお願いするものでございます。

33ページ、議案書75号については、財産の内容は、学校給食用厨房機器備
品です。取得価格は1,117万8千円となり、契約の相手方は福井県福井市成
和2丁目610、福井調理器株式会社様です。契約日は、平成29年6月2日で
す。この物品購入についての契約及び備品内容については、全協資料の12ペー
ジからのとおりでございます。

続きまして、34ページ、議案書76号について、財産の内容は、小学校教師用の教科書及び指導書でございます。取得価格は1,481万5,144円となり、契約の相手方は、福井県福井市大願寺3丁目8番1号、株式会社勝木書店様です。契約日は、令和6年4月1日でございます。この物品購入についての契約書及び備品内容については、全協資料の15ページからのとおりでございます。

規定により、予定価格1,千万円以上の財産取得については、議会の議決を経て取得すべきところ、両議案ともこれを得ないまま契約し、購入に至ってしまったため、議会の議決を求めるものでございます。

行政として、法令遵守が不可欠であるにもかかわらず、このような事態を引き起こしてしまい、議会及び町民の皆様の信頼を損ねてしまったことを深くおわび申し上げます。二度と繰り返さないよう、再犯防止に努めてまいりたいと思っております。

以上、議案第75号及び76号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより、議案第75号、財産の取得についてを議題とします。以降、原案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行いたいと思っております。

第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 質疑なしと認めます。

議案第75号、財産の取得について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第75号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第75号、財産の取得についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号、財産の取得についてを議題とします。

第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 質疑なしと認めます。

議案第76号、財産の取得について、第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第76号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第76号、財産の取得についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第77号 指定管理者の指定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第10、議案第77号、指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました、議案第77号、指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

議案書35ページをご覧ください。

指定管理候補者として、まちづくり株式会社ZENコネクト代表取締役山田秀幸を選定しましたので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議決議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由といたします。詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 議案第77号について、補足説明させていただきます。

道の駅禪の里につきましては、令和7年3月31日をもって、現在の指定管理期間が終了いたします。そのため、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例、第2条及び第4条の規定に基づき、指定管理者の募集を行い、指定管理候補者を選定いたしましたので、このたび、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、道の駅禅の里、指定管理者に指定する団体は、福井県吉田郡永平寺町山第9号1番地2、まちづくり株式会社ZENコネクト、代表取締役山田秀幸様。指定する期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 質疑なしと認めます。

議案第77号、指定管理者の指定について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第77号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第77号、指定管理者の指定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第11 議案第78号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第11、議案第78号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

資料は議案書をご用意ください。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました、議案第78号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

議案書38ページをお願いします。

第1条において、歳入歳出それぞれ2,154万8千円を追加し、補正後の予算総額を103億8,477万円とするものです。

款・項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、39ページ以降の第一表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

以上、提案理由といたします。詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 財政課の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、議案第78号、令和6年度永平寺町平成町一般会計補正予算について補足説明いたします。

議案書の45ページをお願いいたします。

まず、歳出からご説明いたします。

上段、款3民生費、項2児童福祉費では、目5子育て支援事業費におきまして、委託料では、子どもの遊び場の実施設計業務委託料775万5千円を計上しております。

工事請負費940万5千円につきましては、こども家庭センター開設に向けた施設改修費用を計上するものでございます。

備品購入費188万8千円につきましては、こども家庭センターで必要となる机や椅子などの購入費を計上するものでございます。

下段の款15災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目2農業用施設災害

復旧費におきまして、11月2日の大雨により被害を受けた、農業用施設の復旧工事費として250万円を計上するものでございます。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。44ページをお願いいたします。

上段、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金511万8千円につきましては、こども家庭センター設置に係る国庫補助金でございます。

その下、款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金903万4千円につきましては、内訳としまして、こども家庭センター設置に係る補助金が127万9千円。子どもの遊び場整備に係る補助金が775万5千円でございます。

一番下の款22町債、項1町債、目1総務債では、こども家庭センター設置に係る財源として合併特例債を計上しております。

以上、議案第78号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより第1審議を行います。

予算説明資料に基づき、審議を行いますので、11月11日全員協議会資料2ページ、令和6年度11月補正予算説明書をご用意ください。

担当課の補足説明の後、課ごとに質疑を行います。

まず、子育て支援課関係5ページを行います。補足説明を求めます。

○議長（酒井圭治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 補足説明はございません。

よろしく願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） ちょっとお聞かせいただきたいと思います。この前の全協等でいろいろご説明いただきありがとうございます。大体内容が分かりました。

先般、私どもの行政視察で遊び場のところへ視察に行きました。そこではですね、ここの例えばこの10月28日の全協の資料の27ページに、遊び場はゼロ歳から6歳児向けということで、ワンフロアでなっています。視察したところは、ある程度その大きなところをゾーン分け、例えば、はいはいができるようなゼロ歳から1歳ぐらいまでとか、そういう形でなっている。説明の中にもそういうような形での、その遊び場、遊具の違いがあって、そこを防災の関係で、そういう

指定となったときは移動できる、まあそういうようなことをご説明ありました。

そこで見てきた中で、ぜひこの遊び場のその中で、それぞれのゾーンを分けたときに、やはり飛んで跳ねる高い年齢の方はこっちへ来てしまうとか、いろんなところがあるので、ぜひそこら辺の工夫とかそういうものはされると思うのですが、それについてちょっとお聞かせいただければと思います。

それから、あそここのところで、そのセンターの整備のところで、いろんな相談業務とか、いろいろあると思うのですが、そこらの相談業務のところも、確かあのとき、ちょっと乳幼児が遊べるような場所もつくるようなことをおっしゃっていたかと思うのですが、いろいろお話の中でも、やはりそこら辺も、ちょっと乳幼児、相談されたときの子どもさんたちが多く、ちょっとしたものとか、そういうものがあるのもいいのではないかと思うのですが、そこら辺も含めて、ちょっとご説明いただければというふうに思いますので、お願いいたします。

それとあと3点目は、日程的に次年度の当初予算に、その遊び場などが出てくると思うのですが、ここに書いてありますように、一応その日程で進めていくのだろうと思うのですが、大体このとおりの開設でいけばいいという考えでよろしいですか。その3点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 子どもの遊び場の年齢ごとの区分分けのところですけれども、ゼロ歳から1歳、区分はしっかり分けていこうと思っています。親御さんが必ず一緒に来ていただくっていうことで、遊び場を開放しようと思っていますので、6歳児の大きなお子さんがゼロ歳児のところに飛んでいかないような配慮はしていただくように、親御さんのほうにしっかり見ていただきたいというところをお願いはしたいと思っております。

あと家庭センターの乳幼児の遊び場ではないのですが、相談室の中に、そういう子供さんが相談のときに飽きないように、ちっちゃい、手で遊べるようなものとか、今、子育て支援課の前にもベッドの上に置いてありますけれども、あいったちょっとしたおもちゃみたいなのは置きたいと思っています。あと椅子も置きますけれども、下に座ってお話ができるような柔らかいマット、何かも置いてちっちゃいお子様がいる方の相談でしたら、そういうところで座って相談ができるような環境にもしたいと思っております。

あと日程的なところは、できるだけこの日程でやりたいと思っておりますけれども、なるべく早めに取りかかって、早めに完成させられるところはそのように

取りかかっていたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） ご答弁ありがとうございます。それぞれゾーンに分ける、で、親御さんに見てもらってというのは、当然しかるべきこととは思いますが、やはり子どもにもそういう意識が分かるように、ただゾーン分け、遊具がこうありますよ、ようありますよっていうのでなくて、例えばマットの色をそこで色を変えとかですね、そういう意味で、子どもにはある程度そこが分かるような配慮も、ぜひお願いしたいと思っております。

それから、当初、松岡公園のところに遊具、いろんな滑り台とかジャングルジムとか、そういうのがありましたが、視察したところでもですね、ある程度小学校の低学年、外で遊べるようなところもありました。

近隣にはグリーンセンター、いろいろあって、そこら辺行くと思うのですが、やはりもしも今後、そういう小学校の低学年、3年生ぐらいまでの遊べる場っていう、それからそういうところの屋外のことは、今後考えていく用意があるのか、そこらも含めて、もしもあつたら町長、副町長の発言になるかもしれませんが、ちょっとお聞かせいただけたらと思っております。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、この年齢に応じてのすみ分けについては、保護者の皆さんのほうからも、こういったやっぱりすみ分けが大切ですよというのを、これ一応、ご説明させていただきましたが、ありました。今回、整備させていただくのは、結構ワンフロアで広いところですので、もう一つ提案いただいたのが、保護者、大人の方が常に見渡せるところに、保護者の皆さんのスペースが欲しいというのがありました。それが真ん中になるのか、見渡せやすいところというのかは、またちょっといろいろ設計の中で盛り込んでいきたいなと思っております。

そしてあと、今回ご視察いただいて、やっぱりその年齢に応じて、遊具が変わり遊ぶのが変わるということですので、これについても、また視察のいろいろなお意見を聞かせていただきながら、設計、またプロポーザルに盛り込んでいけたらいいなと思っておりますので、またいろいろよろしく申し上げます。

それと、外の遊び場については、今回、議会のほうからもいろいろご意見をいただきまして、今、バーベキューができるような、そんな環境整備はしておりますので、来年からになると思っておりますが、その中でまた議会のほうから、いろいろ

イノシシが来たとか、いろいろな課題もいただきました。それはバーベキュー場をしながら、子供たちの環境がどうなっているか、またそういったのをちょっと勘案して、遊具の設置とか、これも社会資本整備とか、いろいろな有利な補助をしっかりと取っていきながらやることになると思いますので、そこはまたしっかりと状況を見ながら判断をしていきたいなと思います。

またほかにも、今回西公園やこれは地元のお声ですが、そういった公園を充実させる、また古くなった遊具をやっぱり安全な改修をしていく、こういったものも大切だと思っておりますので、あわせてしっかり進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 確認ですけれども、課長、この設計委託が出ているのですけれども、実際に設計してもらうのには、今ほど町長からもちらっと出ました、プロポーザル方式で提案していただくのか、それとも、町がある程度意向を伝えて、設計者に設計していただくのか、どちらの方法でやっていくのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 一応、全協ではお話ししましたが、設計はある程度こちらの思いでまず設計をしていただいて、今言うように区分分けとか、保護者が見えるスペースをまず設計を入札でして、あと遊具、こういったところのその設計をした図面の基に、どういうふうな遊具を配置していたか、どういうふうな遊具があるか、これはちょっと提案をいただきたいなと思います。

で、例えば、周りの壁紙とか、子どもが楽しむような、そういったものをプロポーザルのほうに入れて、基本的にはトイレの改修とか、中の何ていうのですか、そういう保護者の皆さんが集まる場所とか、そういったところは設計でやっていきたいなと思っています。これ今、ちょっとそういうふう考えています。何か補足は。

○議長（酒井圭治君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） 今の町長の説明に補足しますと、簡単に言いますと、箱、その部屋の中身、内装やあとそういったものは、この業務委託で実施設計業務を本町のほうが発注しまして、遊具につきましては、そのゾーニングとか、町の意向をプロポーザルでお願いしたいという流れで進めてまいりたいと考えています。

できれば、箱も、簡単に言うと、箱物は実施設計業務の中でやって、中の遊具については、プロポーザルでいろんな提案をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 先ほど上田議員からも、一昨日、岡山の吉備中央町に視察に行ってきました。そこは、ちょっと本町が目指すものとは少し違うのかも分かりませんが、ピークで1日300人ほど子どもさんが集まってくると。世代もいろいろあるということで、今ほど言われていました、ゾーンとかっていうふうに分けております。ただそのゾーンっていうのは、下のマットとか、そういう分け方もしているのですが、ある程度、少し壁みたいに、壁も作りながら、見える環境も作りながら、そうやっているっていうことをしておりました。それは多分、聞くところによると、大きい子どもたちが遊ぶと、もう飛び回りますので、小さいお子さんのところのゾーンまで来ないようにということで、一定壁を作りながらやっているというところがございました。

何を言いたいかといいますと、ぜひプロポーザルするにしても、当然、その仕様っていうのですか、募集要項というのですか、そういうのは町でつくるので、その担当課である子育て課のほうで、できるだけいろんな事例を見ながら、どういうふうな動線で、あるいはどういうふうなことを想定しながらやっていくのかっていうのを、ぜひつくっていただいた上で、設計をしていただきたいなと思いますし、プロポーザルしていただきたいなと思います。

そういった意味では、議会もいろいろ視察をしておりますので、また協議の場も持っていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 先ほどもご説明しましたとおり、子育ての拠点、遊び場と、そしていざというとき、福祉避難所の機能を持たせるという中で、今回ワンフロアで、結構広いフロアの中で、じゃあその壁といいますか、向こうに行かない壁は、じゃあどのぐらいの高さにするか、いざというときは、それは災害のとき、そのまま壁として使うのか、またちょっと移動させてワンフロアで使うのか、また災害によっては、その子育て世代、妊婦さんとか小さい子どもがいる方がそこに入ってくれなく、もしくはあまりにも大きい災害になりますと、今度またそこは、本当に命をつなぐための方に入ってくれなく施設になるのか、いろいろな想定をしながら、設計に盛り込んでいきたいなと思っております。

これは子育て支援課だけではなく、防災安全課の観点、契約管財課の観点、いろいろな各課横断的にやって、またこれは皆さんに一回お示しをさせていただいて、やっぱりこの壁は高い、ここはやっぱり議論をしっかりとしていくところだと思う。常設で壁をつくるのか、仮設でつくるのか。また、皆さん見てこられた、常設でないと楽しめない遊具もあると思いますし、仮設でもいざというときには対応、でもその子どもが遊ぶマットも、いざというときはベッドに使えるなど、そういったこともいろいろプロポーザルの中にも盛り込んでいきたいと思っていますし、設計の中にも入れていきたいと思っていますので、またいろいろなご指摘、またご提案をいただけたらなと思います。しっかりと皆さんに示しながら進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

金元君。

○6番（金元直栄君） 昨日視察に行ってきたところです。写真なんかもちょうと子育て課長とか、町長にはわたしているのですが、私たちが行ったその子どもの遊び場の整備の問題でいうと、県の、吉備プラザっていう県の施設ですね、そんな中の一角っていうのですか改装していると。滝波議員や上田議員も言われていましたけども、ちょっとした区分、壁を設けての区分が、それは避難所に活用するときも、それはプライベート空間へつながるいろんな活用という意味では意味があるのかなと思っています。ただ、私が今、言いたいのは、これだっ広いところ、確か460から70平米でなかったかなと思いますよ。もうちょっと広いかもしれないですね。

で、そこに、改修に使ったのが4千500万じゃなかったのではないかなと思いますね、正確な数字はあれですけど。で、言うて、ここ、写真でそれなりに示されていますけれども、確か700万弱でなかったかなと思うくらいです。外のやつは別ですよ、外の公園のところに設置してある遊具は別ですが。そういう意味で言うと、やっぱりそのホール、その改装に、それなりの区分にお金をかけているというのが見られて、それは意味があるのかなと、後の資料も考えて町長がいるということですから、ちょっとやっぱり見てくると面白い、そういうこともあるので、ぜひね、議会の議員はそれぞれのところへ見に行っているはずですから、またいろんな相談をいただけるとありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回の整備では、やっぱりちょっと大きくかかった、県の1

億円の補助金を有効に活用させていただいて進めていきたいと思っています。で、まずエアコン、そしてトイレの改修、ここに大きなお金がかかってくるかなって今考えております。

併せまして、遊具については、やっぱりせつかくですので、プロポーザルでいい提案をいただいて整備をしていきたいと思っています。

これまでも、町も議員の皆さんにもお声がけをさせていただいて、遊び場、いろいろなところへ視察も行かせていただいていますし、また皆さんもこういうふうにもいろいろ見ていただいて、またご提案もいただいております。またしっかりと先進的なところを、また見学させていただいて、よりよいものをつくっていったらと思います。

ただ、今回の県の条件では、入場は無料でやるというのが条件になっていますので、例えば池田町の子どもの遊び場、木を使って本当に迷路とか細かく作っているのですが、そういったのもまた維持費がかかる、あそこはちょっと料金を取っていると思いますが、そういった点でもいろんな視点で考えていくことも大事かなと思っています。

また、町としましても、いろいろな、県内にもいい施設がいっぱいありますので、参考にさせていただきながら進めていきたいと思っています。よろしく願います。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 見てきての話ですからあれですけども、入り口は狭く中は広々として感じです。本当に入り口はもうドア1枚で、あと中入って自由にできる、受付も含めて、通っていくところです。

それと、福井県には県からそういう支援をいただいて、1億円の支援をいただいてやるっていったら、その向こうの人たちはびっくりしていました。そういう意味では、有効なお金の使い方、次第によっては、本当に子どもたちが楽しめる場所ができるのではないかなということを思います。

ただ、もう一つ心配なのは、もう子どもはどれくらい来るのかは分からないですけども、全体として言うと、福祉総合センターはいろんな施設が一緒にありますから、駐車場はそんなに広いわけではないですね。

それと、結構あそこは盛土のところもありますので、その駐車場、ひどいのは建物に付いていた階段はみんな落ちましたから、だからそういうような沈下の状況も見られて、駐車場も凸凹ありますから、そこらも含めて、全体整備もどっか

で考える必要もあるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 駐車場につきましては、中学校の横の、ちょっと駐車場がありますので、そこに、スタッフの皆さんとかはそちらに止めていただいて、小さいお子さんをなるべく周りに止めていただけるような、そういった環境もつくっていただけると思っております。

それと、今回のこの1億円をやっぱり有効に活用するというので、ここも一つ提案させていただいております。子どもの遊ぶ場プラスこども家庭センター、保護者の皆さんが相談できる、子どもの健康もここで検診とかもできる、あともう一つ、この前、副知事の驚頭さんの女性活躍のお話を聞かせていただいたときに、やっぱり保護者の皆さんが、子どもを安心して育てながら仕事をできる環境というの、やっぱり大事だなというので、改めてこのこども家庭センターのこの家庭の部分、ここをやっぱりどう充実させられるかという、一つの拠点にもなれば良いなと思っております。また、男女共同参画、女性活躍の一つ、何かの拠点到、それはお子さんをしっかり安心して預けて働ける環境というのが、どうやってつくっていったらいいかというの、今の一つの大きな課題になっているなと思っておりますので、そういった点でも、このこども家庭センターがしっかり機能して、また子どもたちがこの遊び場で遊んで、何か身近に、子ども、子育ての世代の方が来られる、そういった環境の施設になればと思っておりますので、また併せてよろしく申し上げます。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

なければ、次に農林課関係、6ページを行います。補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（島田通正君） 補足説明はございません。

よろしく願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 災害時に、大雨のときに崩れたっていうのですが、それは恐らく、上の用水か排水の水のはけ口がうまく機能してない場合なんか起こり得る、こういう崖崩れなんかだと思いますね。そういう意味では、本当に大変でし

ょうけども、特にこういう高台にある新しく造られた農地なんかでは、なかなか管理が難しいところはだんだん荒れていくこともあるので、用水や排水の管理も併せて、どうしていくかを考えていかないと、崩れたところだけ直せばいいっていうことだけではないように思うので、その辺もぜひ考えて、災害をなるべく未然に防げる体勢も取っていただきたいと思いますが。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 今は多面的機能交付金という事業がございまして、それを行っている地域と共同で、しっかりとその点を踏まえてやっていきたいと思えますので、よろしく願いいたします

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第78号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第78号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第78号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時22分 休憩）

（午前11時23分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。これで本日の会議を閉じます。

臨時会を閉会するに当たり、一言申し上げます。

9月に開催されました第5回定例会において、予算決算常任委員会に付託されました、令和5年度の決算の審議においては、本日、委員会報告のあと、2議案とも承認されました。

予算決算常任委員会での審議において、それぞれの議員から、その都度質疑があり、それぞれ回答がありました。その審議において、令和7年度の当初予算に対し、議会からの意見としてまとめましたので、現在進められております当初予算編成において、次の点にご留意いただきますよう、お願いいたします。

1、地域おこし協力隊が任期途中で辞された。この制度は、任期3年後の定着できるかどうかポイントである。庁内あるいは関連団体に就いた協力隊と十分コミュニケーションを図り、定住化に努めること。

2、決算全般において、電気代の高騰で需用費が伸びている状況があった。節電については、様々な方法で努力していることは認めるが、さらなるきめ細かな対策を講じ、節電に努めること。

3、防犯カメラの設置補助は、申請に対する実績が少なかった。プライバシー

や維持費の問題があるが、昨今の犯罪の多発化を考えると、防犯カメラの設置は地域の治安に欠かせない。個人への補助も含め、設置拡大を推進すること。

4、国の動向を敏感に情報収集するとともに、上下水道管の地中の状況を調査し、耐震化計画づくりに取りかかる必要がある。

5、マイナンバーカードは交付率83.6%であり、未加入者や保険証を紐づけていない人が見受けられる。その人たちの現状を把握して、個人に合わせた対応をしていただきたい。

6、保育士や学校給食員の人手不足が理事者から答弁されている。人手不足は今後ますます拡大していくことが予想される。このことから早めに対処を検討して進めること。

7、社会教育及び地域づくりは、人のつながりが基本である。住民活動への補助事業等に不用額も見られるが、コロナ禍が収束した今、住民のつながりや活動を活発化させるための事業推進を図ること。

8、町は福祉事業を委託している。コロナ禍で福祉事業所は規模を縮小した。福祉事業所が健全経営になるように支援すること。また、委託事業については積算根拠を示すこと。

以上の8点を申し添えます。

理事者の皆様におかれましては、審議の中においての質疑、提案等を謙虚に受け止めて、常に町民のための町政運営を図られるよう、切望します。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。令和6年第6回永平寺町議会臨時会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました、令和6年度一般会計補正予算につきまして、慎重なご審議をいただき、また、妥当なご決議を賜り、誠にありがとうございました。

また、今ほどは議長から、決算審議に基づくご意見も賜りました。皆様のご意見を留意しながら、来年の予算に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、ご指導よろしくようお願い申し上げます。

さて、本臨時会にて予算をご決議いただきました、こども家庭センターにつきましては、来年度の開設に向けて準備してまいります。こども家庭センターは、

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うことを役割として担うこととなります。

それぞれの家庭の状況に応じた相談支援や、民間団体と連携しながら、支援体制をこれまで以上に強化するための地域資源の開拓なども行えるよう、万全を期して進めてまいります。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（酒井圭治君） 本日はどうもご苦勞さまでした。

（午前11時28分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員